

コンクリートの耐久性向上(案) [抄]

第1条 適用範囲

(省 略)

第2条 コンクリート中の塩化物総量規制

1. 塩化物総量の規制値
 2. 現場における実施の方法
 3. 試 験
 4. 測定器具および測定方法
- (省 略)

(1) 測定器具

測定器は、その性能について（財）国土開発技術研究センターの評価を受けたものを用いるものとする。

(2) 容器、その他の器具

測定に用いる容器その他の器具は、コンクリート中のアルカリ等に侵されずまた測定結果に悪い影響を及ぼさない材質を有し、塩化物の付着等がないように洗浄した後、表面の水分を取り除いた物を用いなければならない。

(3) 測定方法

(a) 材料の採取

試料は、JIS A 1115（まだ固まらないコンクリートの試料採取方法）に従い必要量を採取するものとする。

(b) 測 定

採取した試料は、さじ等を用いて十分かくはんした後、それぞれ測定に必要な量を採り分ける。

(c) コンクリート中の塩化物含有量の計算方法

3回の測定値の平均値と、示方配合に示された単位水量により、コンクリート中の塩化物含有量を次式を用いて計算する。

$$C_w = K \cdot W_w \cdot x / 100$$

C_w : フレッシュコンクリート単位体積当たりの塩化物含有量
(kg/m^3 、 Cl^- 重量換算)

K : 測定器に表示される換算物質の違いを補正するための係数
(Cl^- では、1.00、 NaCl では0.607)

W_w : 示方配合に示された単位水量 (kg/m^3)

x : 3回の測定値の平均値

(ブリージング水の Cl^- または NaCl 換算塩化物濃度 (%))

5. 測定記録

測定結果は別に示す様式により提出するものとする。また、測定値を後日確認できるように整理しておくものとする。なお、確認資料を保存できない場合には、計器の表示部等を測定ごとにカラー写真撮影して提出するものとする。

第3条 アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領

(省 略)